

## 子供手帳モデルに関する検討会設置要領

平成29年7月7日付29福保子家第454号

### (設置)

第1条 母子健康手帳は、妊産婦及び乳幼児の健康に関する情報を様々な機関の専門職が共有するとともに、妊産婦自身も自らの記録を管理し必要な知識を参照できるツールとして広く活用されている。

今般、低出生体重児の増加や子育て環境の変化等の社会状況を踏まえ、子供の健康の保持・増進及び子育て支援をより一層推進することが求められている。

そこで、母子健康手帳をもとに、妊娠期から学齢期まで使用できるよう、子供の成長や健康に関する記録欄や子育て情報等を盛り込んだ手帳（以下「子供手帳」という。）のモデルに関し検討することとし、子供手帳モデルに関する検討会を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 母子健康手帳の現状と課題
- (2) 子供手帳モデルの構成・内容
- (3) その他東京都福祉保健局少子社会対策部長（以下「部長」という。）が必要と認める事項

### (検討会の構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者から部長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者及び関係団体の代表 8名以内
- (2) 関係行政機関の職員 10名以内

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から平成30年3月31日までとする。

### (会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議及び議事)

第6条 検討会は、会長が招集する。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外のものを出席させ、及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、福祉保健局少子社会対策部家庭支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるほか、検討会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。